

令和5年

行方市農業委員会

第5回総会会議録

(令和5年4月25日)

令和5年4月25日 行方市農業委員会第5回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第30号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第31号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第32号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第33号	現況証明願について
議案第34号	令和5年度事業計画について
議案第35号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第36号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
議案第37号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画の意見決定について
報告第19号	制限除外の移動届の受理について
報告第20号	農地法第3条第1項の規定による届出書の受理について
報告第21号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第22号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 矢幡 幹 守	2番 谷田川 栄	3番 近藤 芳 子
4番 茂木 孝	5番 橋本 清	6番 平塚 実
7番 横瀬 忠 美	8番 古渡 武 文	9番 内藤 宏 一
10番 本澤 政 雄	11番 風間 啓 次	12番 根本 正義
13番 小沼 正 二	14番 大久保 正 一	15番 郡司 正 彦
16番 椎名 勇	17番 高塚 利 英	18番 根崎 和 枝
19番 清水 量		

本日の出席推進委員

1番 深澤 泉	2番 平山 正	3番 内山市 也
4番 宮内 正 美	5番 箕輪 澄 子	6番 森山 正 一
7番 石間 信 一	8番 日下 正 之	9番 吉田 正 弘
10番 大原 富士男	11番 横田 俊 信	12番 鈴木 喜 昭
13番 野原 賢 一	14番 川島 隆 道	15番 石田 充 春
16番 関口 順 一		

3 本日の欠席委員

なし

本日の欠席推進委員

なし

4 議事内容

事務局 (開会宣言) 午後 3時00分
それでは、ただいまより令和5年行方市農業委員会第5回総会を開会させていただきます。

事務局長 (会長挨拶)
総会議事日程第2、会長挨拶。
高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。
それでは、総会に先立ちましてご挨拶を申し上げます。
桜の花のほうも葉桜となり、今、山のほうでは藤の花が咲き誇っております。また、田んぼには水が張られ、田植の準備も整い、忙しい季節となりました。
農業委員、推進委員の皆様におかれましては大変ご苦勞さまでございます。
本日は、令和5年度の事業計画書の審議もでございます。農業委員、推進委員の皆様には、本年も活動の見える化に協力をお願いし、また、農地の担い手の集積、集約、農業者年金の加入推進も併せて活動をお願いしたいと思います。また、地域計画がだんだん始まるようなこととなりますので、そのときには協力のほうをお願い申し上げます。令和5年度も1年間よろしくをお願いいたします。以上です。

事務局長 (経過報告)
それでは、続きまして、日程第3、経過報告に移りたいと思います。
4月の行事経過報告をご覧になっていただきたいと思います。
4月14日、第2回役員会、北浦庁舎におきまして、令和5年度事業計画について、令和5年度における最適化活動の目標設定について審議を行いました。出席者につきましては、役員と事務局が出席をいたしました。
同じく14日、農業委員会行方地域協議会総会でございます。潮来市役所におきまして、令和4年度事業報告、収支決算報告について、令和5年度事業計画、収支予算について、役員の改選について、高塚会長、椎名代理、根本農地部会長、小沼農政部会長、事務局のほうが出席をいたしました。
4月17日、常設審議委員会でございます。こちらにつきましては、市町村会館におきまして、清水委員出席の下、諮問案件の審査を行いました。
4月25日、本日でございます。広報委員会を先ほど行いました。農委だよりの発行について審議を行いました。出席者につきましては、広報委員と事務局です。同じく本日、第5回総会となっております。

事務局長 (議長の選出)
それでは、続きまして日程第4に入ります。
議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により、高塚会長に議長としての議事進行をお願いいたします。

(資格審査報告)

議	長	<p>それでは、資格審査報告を行います。</p> <p>ただいまの出席委員は19名、欠席はありませんので、定数に達しております。</p> <p>したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。</p> <p style="text-align: center;">(会期の決定)</p>
議 全 議	長 員 長	<p>本日の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。(全員一致)</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日といたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事録署名人の選出)</p>
議	長	<p>会議録署名人を議長において次のように指名いたします。</p> <p>8番古渡武文委員 9番内藤宏一委員。</p> <p style="text-align: center;">(書記の選出)</p>
議	長	<p>総会書記として、事務局の稲田局長補佐、箕輪係長を任命いたします。よろしくお願ひします。</p> <p style="text-align: center;">(議案の審議)</p>
議	長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p style="text-align: center;">(議案第30号)</p>
議	長	<p>議案第30号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願ひします。</p>
事 務 局		<p>議案第30号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和5年4月25日提出、行方市農業委員会会長 高塚利英。</p> <p>案件につきましては第1項から第13項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。</p> <p>なお、第1項から第13項におきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
議	長	<p>それでは、1項ごとに審議をいたします。</p> <p>まず、1項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1 9 番		<p>19番、清水であります。1項の調査報告をいたします。</p> <p>この案件の調査には、本澤、近藤両委員、大原、横田両推進委員さんの協力をいただいで行ってまいりました。</p> <p>譲受人は、市内成田に在住する68歳の方で、主に水稻を作っておられる方で、22.7haほど耕作しているということでございます。譲渡人は茨城県農林振興公社ということですので。申請事由ですが、経営の規模拡大のため、売買により所有権の移</p>

		<p>転をしたいというものでございます。通作距離も5kmほどということで、問題がないものであるというふうに調査をしまりました。皆様方のご審議よろしくお願 いいたします。</p>
議	長	<p>調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異 議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
3	番	<p>3番、近藤です。2項について調査報告いたします。 調査には、本澤、清水両委員、大原、横田両推進委員に協力をしていただきまし た。</p> <p>受人は、行方市次木在住の70歳の農業の男性です。レンコン1万8,893㎡を 耕作しております。渡人は、行方市次木在住の74歳の男性でございます。申請事 由は、経営規模拡大による贈与による所有権移転です。渡人が耕作できないので、 荒廃地になってしまうと困るので、今後耕作をしてもらいたいとの話があり、今回 の申請になりました。農業従事日数も280日、農機具もそろっております。今回、 権利を設定しようとする土地は自宅から700m、車で10分ほどの距離でござ います。規模拡大したいとのことであり、何の問題もなく許可相当と調査してま いりました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異 議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
2	番	<p>2番、谷田川です。3項の調査報告をいたします。 なお、調査については、麻生、太田両地区4名で調査をしまりました。</p> <p>受入ですが、市内石神在住50代の会社員の男性、渡人も同じく石神在住50代 の会社員の男性です。申請事由については、規模拡大と経営の安定を図るため。区分 については、売買による所有権の移転です。場所は自宅のすぐ隣になります。調査 の結果、農機具等もそろっており、何ら問題ないものと調査してまりました。ご 審議のほどよろしくお願いたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、農機具等もそろい、何ら問題はないということでした。審議をお願 いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	3	<p>番 13番、小沼です。4項の調査報告をします。</p>

		この調査には、麻生、太田、4人で調査をしてまいりました。 譲受人は潮来市、会社員55歳の男性の方、譲渡人は行方市、無職79歳の男性の方です。申請理由は、家庭菜園として利用したいとのこと。区分は売買による所有権移転です。譲受人は潮来市から自宅に帰ってきて、この土地は譲受人の隣接地で、家庭菜園をして梅の木を植え、露地野菜を作りたいということです。譲受人は申請農地以外の耕作はされておりませんが、農業従事要件等を満たしており、問題のないものと調査をしてまいりました。法改正により下限面積が撤廃され要件緩和された事例となります。皆様方のご審議よろしくお願いたします。
議	長	調査の結果は、何ら問題ないということでした。審議をお願いいたします。ご異議 ございますか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
1	9番	19番、清水です。5項の調査報告をいたします。 この案件の調査は、本澤、近藤両委員、大原、横田両推進委員さんで行ってまいりました。 譲受人は、市内三和に在住し、農業と運送業をしている39歳の方であります。農業のほうは、水稲、サツマイモを作っているということでございます。譲渡人は、市内三和に在住する67歳の方であります。申請事由ですが、農業経営の規模拡大のため、売買により所有権の移転をしたいというものです。従事日数も180日と、問題のないものと調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いたします。
議	長	調査の結果は、何ら問題のないということでした。審議をお願いいたします。ご異議 ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5番	15番、郡司です。第6項の調査報告をいたします。 この案件については、鈴木推進委員と共に調査してまいりました。 譲受人は、市内井上藤井に在住し、57歳の農業兼野菜加工業の男性です。譲渡人は、市内在住85歳、無職の女性です。申請事由は、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るとのことです。区分は贈与による所有権移転になります。両者は、前回、第4回総会において畑4筆の所有権移転の許可を受けました。今回の筆は前回許可を受けた畑の隣に位置します。後継者のいない譲渡人からの申出で、畑を有効活用してもらいたいとのことでした。譲受人はこの土地を譲り受けることにしたそうです。現在、原野状態の畑ですが、譲受人は畑に復元するとのこと。農機具等も整っており、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5番	15番、郡司です。第7項の調査報告いたします。 この案件については、鈴木推進委員と共に調査してまいりました。 譲受人は、72歳で行方市藤井に在住し、農業の方です。水稻、露地野菜など、60aほど営農しております。譲渡人は、43歳で同市玉造甲に在住し、会社員の方です。申請事由は、農業経営の拡大のため、区分は売買による所有権移転になります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。
1	3番	13番、小沼です。8項の調査報告をします。 この調査には、太田、麻生地区、4人で調査をしてまいりました。 譲受人は、行方市麻生、会社役員80歳の男性の方。譲渡人は、東茨城町、無職75歳の男性の方と、同じ東茨城、無職75歳女性の方です。2人は夫婦の関係です。持分の2分の1ずつということです。申請事由は、営農拡大のため。区分は売買による所有権移転。譲受人は水稻、露地野菜7,181㎡、年間150日。家から5分。許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。
4	4番	4番、茂木です。9項の調査報告をします。 調査には横瀬委員、石田推進委員の協力を得て調査してまいりました。 受人は、行方市在住67歳の女性です。農業経営は夫の親と2人で田畑5,523㎡です。レンコン、大根を年間300日営農しています。渡人は、東茨城郡城里町に在住84歳の男性です。権利を移転する農地は581㎡です。区分は売買による所有権の移転です。今回権利を設定する土地は自宅より徒歩で2分になります。農機具もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお

		願います。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。
2	番	2番、谷田川です。10項の調査報告をいたします。 調査については、麻生、太田両地区4名で調査してまいりました。 受人は、市内矢幡在住70代の農業の男性。渡人も同じく矢幡在住70代の農業の男性です。申請事由については、規模拡大と経営の安定を図るため。区分は売買による所有権の移転です。場所は自宅のすぐ前になります。調査の結果、農機具等もそろっており、何ら問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具もそろい、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、11項から13項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	5	番 15番、郡司です。第11項、12項、13項は関連がありますので、一括して調査報告いたします。 この案件については、鈴木推進委員と共に調査してまいりました。 11項、12項、13項の譲受人は74歳、行方市井上に在住し、農業の方です。水稻、露地野菜など313aを耕作しております。第11項の譲渡人は70代で、同市小貫在住し、農業の方です。第12項の譲渡人は80代で、鉾田市半原に在住で農業の方です。第13項の譲渡人は50代で、神栖市大野原に在住で無職の方です。申請事由は農業経営の拡大のためで、区分は売買による所有権移転になります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願います。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、11項から13項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第31号)
議	長	次に、議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局	議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和5年4月25日提出、行方市農業委員長 高塚利英。 案件につきましては、第6項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議長	それでは、まず初めに、1項、2項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より、調査の報告を求めます。
18番	18番、根崎です。関連がありますので、1項、2項一括で報告いたします。 この案件は、風間、内藤両委員と調査してまいりました。 申請人は市内谷島在住63歳の女性です。第1項は違反転用の是正です。昨年相続したが、畑とは知らず、使用していたとのことでした。今後も駐車場として使うため、是正するもので、始末書も添付されております。第2項は農機具を入れるため、農業用物置を造るということでした。自己資金で造るそうです。場所は梶無川の関川橋から北へ100mくらいのところでした。関係書類もそろっており、何ら問題ないものと調査してきました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上。
議長	調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員	異議なし。(全員一致)
議長	異議なしと認め、1項、2項は原案のとおり可決いたします。
議長	次に、3項から5項も関連がありますので、一括審議といたします。調査員より、調査の報告を求めます。
12番	12番、根本です。第3項、4項、5項は関連がございますので、続けて報告いたします。 なお、本件は、大久保委員、吉田推進委員、日下推進委員と共に調査してまいりました。 3項、4項、5項、申請人は、市内行戸区在住68歳、農業兼会社員の男性です。いずれの案件も2月の総会において農振除外された案件であります。3項、35㎡は屋敷への進入路として、4項、281㎡は資材置場として、5項、28㎡は浄化槽等宅地の一部として昭和50年頃に転用してしまったそうであります。以上の案件についての違反転用の是正であります。調査の結果、本人も大変反省し、始末書等も添付されており、許可相当であると判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。
議長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員	異議なし。(全員一致)
議長	異議なしと認め、3項から5項は原案のとおり可決いたします。
議長	次に、6項の調査員より、調査の報告を求めます。

2 番 2番、谷田川です。6項の調査報告をいたします。
調査については、麻生、太田両地区4名で調査してまいりました。
申請人は、市内矢幡在住50代の会社役員の男性です。申請事由については、周辺の家への進入路、この土地は今まで土採取の進入路として使われていました。採取が終わり、地元から今までどおり使用したいと要望があり、申請されたものです。調査の結果、何ら問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、何ら問題のないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。

(議案第32号)

議 長 次に、議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。

事 務 局 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について。下記のとおり許可申請があったので提案する。令和5年4月25日提出、行方市農業委員長 高塚利英。
案件につきましては、第1項のみとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。

議 長 それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。

7 番 7番、横瀬です。1項の調査報告をします。
この案件につきましては、茂木委員、石間推進委員と共に調査してまいりました。受人は、東京都台東区に会社を置く太陽光発電事業を行う代表です。渡人は、同市山田に住む63歳の農業の男性です。申請事由については、記載のとおりです。自己資金で太陽光事業を行おうということです。場所はノースショアゴルフ場付近です。周辺はイノシシの被害で、数年前より農作物が作れない状態ですので、太陽光事業を行っている事業を行うこととなります。必要書類も添付されており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 調査の結果は、必要書類も添付され、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

(議案第33号)

議 長 次に、議案第33号 現況証明願ひについての件を議題といたします。事務局より説明願ひます

事務局	議案第33号 現況証明願について、下記のとおり証明願があったので提案する。 令和5年4月25日提出、行方市農業委員会会長 高塚利英。 案件につきましては、第4項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付していますので割愛させていただきます。以上です
議長	それでは、1項ごとに審議をいたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。
5番	5番、橋本です。第1項について報告します。 なお、この議案については、平塚委員、宮内推進委員、内山推進委員の協力の下、調査してまいりました。 申請人は、市内宇崎在住の50歳代の無職の女性、申請事由は、平成4年頃から約30年以上、宅地として利用しています。面積は114㎡で、場所は宇崎の平山設備さんの隣です。関係書類もそろっており、許可相当が妥当と思われます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。以上。
議長	調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員	異議なし。(全員一致)
議長	異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定をいたします。
議長	次に、2項、3項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
6番	6番、平塚です。第2項、3項の調査報告をいたします。 この調査には、橋本委員、宮内、内山推進委員の協力をいただきました。 土地は行方市四鹿で、県道水戸銚田佐原線の郵便局の300mほど南を西にそれぞれ100m、300mほど向かったところです。当該土地は25年ほど前から耕作されておらず、地目変更したいとのこと。面積はそれぞれ283㎡、141㎡と狭く、形もいびつで土地改良区にも編入してもらえなかったそうです。しかしながら、写真でも確認できるように保全管理がされているため、原野化とは言い難いと判断し、現況証明の交付には値しないと調査してまいりました。委員の皆様のご審議をお願いいたします。以上。
議長	調査の結果は、非農地として認められないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員	異議なし。(全員一致)
議長	異議なしと認め、2項、3項は証明書を交付しないことに決定いたします。
議長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
15番	15番、郡司です。第4項について調査報告いたします。 調査は、高塚会長と私、郡司と野原推進委員にも同行していただきました。代わって報告いたします。 申請人は、市内手賀在住の87歳、無職の男性の方です。申請事由は、昭和50年

には既に西側宅地と一体の宅地として利用して現在に至っているため、非農地証明をお願いしたいとのことです。48年が経過して、宅地と一体化して建物もあり、農地に戻すことは困難であり、非農地証明の発行はやむを得ないものと調査してまいりました。場所は県道水戸神栖線小座山の信号より南に500mくらいのところになります。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長 調査の結果は、交付することに妥当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、4項は証明書を交付することに決定いたします。

（議案第34号）

議長 議案第34号 令和5年度事業計画についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案第34号 令和5年度事業計画についてご説明をいたします。資料ナンバー1をご覧になっていただきたいと思います。

令和5年度農業委員会事業計画書（案）につきましては、大きな柱といたしまして、1の事業方針から5の令和5年度行方市農業委員会事業予定表までの5つの項目で計画書を作成いたしました。全体的な構成としましては、農地の集積・集約化や遊休農地の解消、担い手の確保・育成を柱として、農地利用の最適化を進めていくこととしております。また、各種推進活動におきましても積極的な活動を推進し、農業者年金の業務の推進につきましては、昨年度、目標を大きく上回る成果を上げることができましたので、今年度も引き続きお願いしたいと思います。

次に、5項目目は、令和5年度行方市農業委員会事業予定表を掲載しておりますので、年間スケジュールの参考としてご活用いただきたいと思います。

最後に、付表として、本市の概要から農業委員会に関連した状況や実績のほか、令和5年度農業労賃及び賃借料情報なども計画書の中に盛り込みましたので、ご確認をいただきたいと思います。簡単ではありますが、以上で説明を終わります。

議長 ただいま、事務局より説明がありました。行方市農業委員会の1年間の事業計画につきましては、4月14日に役員会を開催しまして、慎重なる審議をいたした経緯がございます。委員各位のご了解をいただいて、事業を実施してまいりたいと考えております。

審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、令和5年度事業計画を決定といたします。

（議案第35号）

議長 次に、議案第35号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第35号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、

下記のとおり決定を求められたので提案する。令和5年4月25日提出、行方市農業委員会会長 高塚利英。

資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画となります。2枚目、農地中間管理事業・総括表で説明いたします。新規設定が田10件22筆2万7,923㎡、畑が6件15筆2万2,091㎡となります。合計16件37筆5万14㎡となります。次のページ、農用地利用集積計画一覧表におきまして、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上です。

議
全
議

長 審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

員 異議なし。(全員一致)

長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定については原案のとおり決定いたします。

(議案第36号)

議

長 次に、議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局

議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和5年4月25日提出、行方市農業委員会会長 高塚利英。

資料ナンバー3をご覧いただきたいと思います。令和5年4月4日付で行方市長より行方市農業委員会会長宛に農用地利用配分計画案に関わる意見を求められております。計画案につきましましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものとなります。計画案が37筆5万14㎡となります。詳細につきましましては次のページ、一覧表でご確認いただきたいと思います。

なお、議案第35号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は同時施行となります。これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、公告することによりまして、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという流れとなります。以上です。

議
全
議

長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

員 異議なし。(全員一致)

長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案のとおり決定いたします。

(議案第37号)

議

長 次に、議案第37号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意

見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第37号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について、下記のとおり、意見を求められたので提案する。令和5年4月25日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。

資料ナンバー4をご覧いただきたいと思います。令和5年4月18日付で行方市及び行方市農業委員会 会長宛に農用地利用促進計画（案）に係る意見を求められております。こちらは中間管理事業の促進に関する法律の改正に伴い、農用地利用集積計画から農用地利用集積等促進計画への名称及び手続が変更となりました。今までの再配分ということになります。計画（案）につきましては、3筆6,572㎡となります。詳細につきましては、次のページ、一覧表でご確認いただきたいと思ます。以上です。

議長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全員 異議なし。（全員一致）

議長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定については原案のとおり決定といたします。

（報告第19号）（報告第20号）（報告第21号）（報告第22号）

議長 次に、報告案件に入ります。報告第19号 制限除外の移動届の受理について、報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出者の受理について、報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第22号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明願います。

事務局 報告第19号 制限除外の移動届の受理について、下記のとおり報告する。令和5年4月25日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。

案件につきましては、第1項から第34項までとなります。こちらにつきましては、市の道路事業により、市が道路用地として買収した一覧となります。

続きまして、報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和5年4月25日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。

こちらは、相続により所有権を取得された方の届出の一覧となります。第1項から第6項までとなります。こちらをご確認いただきたいと思ます。

続きまして、報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、下記のとおり報告する。令和5年4月25日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。

こちらは、合意解約により賃貸借権を解約した一覧となります。第1項から第9項までとなります。こちらをご確認いただきたいと思ます。

続きまして、報告第22号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況につい

て、下記のとおり報告する。令和5年4月25日提出、行方市農業委員長 高塚利英。

こちらは、3月に提出いただきました皆さんの活動報告を集計したものとなります。こちらをご確認いただきたいと思います。以上です。

議 長 それでは、報告案件についての質疑を求めます。
全 員 ご異議ございませんか。
議 長 異議なし。(全員一致)
長 異議なしと認めます。

(閉会宣告) 午後 3時46分

議 長 それでは、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。これで、第5回総会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。